

平成26年4月1日から 療育手帳の手続きが変わります



『岐阜県療育手帳に関する規則』の改正に伴い、療育手帳の様式等が変わりますのでお知らせします。

- **再判定の際にも、必ず写真を添付してください。**
 - ・ これまでは、再判定申請の際に再交付の有無が選択できましたが、平成26年4月1日以降に申請する場合は、再判定ごとに、療育手帳を新しく交付します。
 - ・ 申請書に写真（縦4cm×横3cm 脱帽して上半身を写したものの、申請の時から1年以内に撮ったもの）を添付してください。
 - ・ 新規交付申請、県外からの転入、破損、紛失等により交付・再交付を申請される場合には、従前どおり写真を添付してください。

- **再判定後も、新しい手帳が発行されるまではこれまでの手帳を所持いただき、新しい手帳ができたのちに、お住まいの市町村にてこれまでの手帳と新しい手帳を交換します。**
 - ・ 新しい療育手帳ができたからお住まいの市町村から連絡がありますので、これまでの療育手帳をお持ちになり、新しい療育手帳と交換してください（紛失の場合を除く）。
 - ・ 施設に入所している方は、療育手帳の交付機関がお住まいの市町村と異なることがありますので、判定機関へお問い合わせください。
 - ・ これまでの療育手帳は、次回の判定までそのままお使いいただけます。「再判定不要」の方も、そのまま療育手帳をお使いいただくことができます。

- **療育手帳申請書に、身体障害者手帳の所持状況の確認欄が追加されます。**
 - ・ 身体障害者手帳の1～3級があり、中度の知的障がいがある場合、療育手帳の等級がA2となる場合があるため、申請書に確認欄が追加されます。身体障害者手帳をお持ちの場合は、当該手帳の写しを添付してください。

◆お問い合わせ◆

- 岐阜県健康福祉部障害福祉課 058-272-1111（内線2617）
=== 18歳以上の方 ===
- 知的障害者更生相談所 電話番号 058-273-1111（内線：2253）
=== 18歳未満の方 ===
- 岐阜圏域 中央子ども相談センター 058-273-1111（内線：2209）
- 西濃圏域 西濃子ども相談センター 0584-78-4838（直通）
- 中濃圏域 中濃子ども相談センター 0574-25-3111（内線：344）
- 東濃圏域 東濃子ども相談センター 0572-23-1111（内線：407）
- 飛騨圏域 飛騨子ども相談センター 0577-32-0594（直通）